

大阪民間社会福祉事業従事者共済会

永年会員に対する記念品贈呈規程

(目的)

- この規程は、財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下「共済会」という。）の永年会員に対し、記念品を贈り、永年勤務の労に報いることを目的とする。

(永年会員)

- 永年会員とは、次の事項の一つに該当した者をいう。

(1) 共済会会員として通期で15年に達した者

(2) 共済会会員として通期で25年に達した者

(3) 共済会会員として通期で35年に達した者

ただし、再加入期間も通期に含めることができる。

(記念品)

- 記念品の額は、次の表に定める基準とする。

永年会員	記念品
15年に達した者	50,000円相当の記念品
25年に達した者	70,000円相当の記念品
35年に達した者	100,000円相当の記念品

(贈呈の方法)

- 記念品の贈呈は、毎年6月30日と12月31日時点で永年会員となっている者を対象に、理事長から会員の所属する施設の長を通じて、これを行なう。ただし、再加入で永年会員になった者については、本人の申し出により対象とする。

附則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。